

箕輪町商工業振興資金融資制度内容 取扱金融機関：町内の銀行・信用金庫各支店

資金名	融資対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	措置期間	保証人	担保	保証料
運転資金	経営の安定又は合理化のための資金を必要とする方	運転資金	1,500万円	年2.1%	5年以内	6ヶ月以内	原則として 法人代表者 以外は不要	必要に応じて徴する	全額町で負担します
設備資金		設備資金			7年以内				
特別小口資金	小規模事業者 従業員数が20人(商業又はサービス業(旅館業・娯楽業を除く)は5人)以下の会社又は個人	運転資金	2,000万円	年1.8%	5年以内	6ヶ月以内			
		設備資金		年1.7%					
経営安定対策資金	①信用保険法第2条第5項の各号に該当する認定企業(※詳細はP.6) ②取引先の倒産防止のための資金を必要とするもの ③経済の変動等に伴い、事業活動に著しい支障を生じているもの	運転資金	1,500万円	年1.8%	7年以内	1年以内	原則として 法人代表者 以外は不要	必要に応じて徴する	全額町で負担します